

令和6年度課税明細の見方

MMMMMMMMMM										市民税・県民税・森林環境税課税明細										35999999 02									
① 所得金額 〈円〉										② 控除金額 〈円〉										区 分	課税標準額 〈円〉	市民税額 〈円〉	県民税額 〈円〉						
事業等										雑損										③ 総所得	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
業農										医療費										分離短期	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
不動産										社会保険料										分離長期	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
配当・利子所得										小規模共済等										株式等譲渡等	---	---	---						
給与所得 (所得金額調整控除後)										生命保険料										分離配当	---	---	---						
給与収入										地震保険料										先物取引・山林	---	---	---						
雑所得										障・寡・ひ・勤										④算出所得割額計		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
公的年金等収入										配偶者										⑤ 税額控除		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
業務・その他										配偶者特別控除										うち調整控除		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
総合譲渡短期										扶 養										うち住宅控除		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
総合譲渡長期										基 礎										うち寄附金控除		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
一時所得										⑥ 控除合計										⑥ 配当割額・株式等 譲渡所得割額控除		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
①総所得金額										本人該当…該当の場合*										⑦定額減税額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
短期譲渡										未成年特障他障寡婦ひい無勤学										⑧ 所得割		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
長期譲渡										M M M M M M M										⑨ 均 等 割		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
株式等譲渡										扶 養 親 族 該 当 区 分										⑩ 合 計 額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9						
上場株配当										空配特定 老人 16歳未満 その他 特障他障										合計年税額 (森林環境税合)	〈円〉	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9							
先物取引										M 9 9 9 Z9 Z9 9 9 9										給与と特別徴収税額	〈円〉	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9							
山林所得										控配…1.一般、2.老人										年金特別徴収税額	〈円〉	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9							
繰越損失										定額減税適用不足額										差引普通徴収税額	〈円〉	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9							
肉用牛の特例										ZZZ,ZZ9										所得割額より控除することができなかった 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9							

①収入・所得に関する部分について

給与:	給与所得 (所得金額調整控除後)	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
	給与収入	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9

→ 給与所得は給与収入に応じて計算されます。
収入は、お勤めの会社様より支払われた金額です。
手取りとは異なり、年末調整時の源泉徴収票にてお確かめいただけます。

年金:	雑 所 得	----
	公的年金等収入	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
	業務・その他	----

→ 雑所得とは、年金収入を含む所得を指します。
手取りとは異なり、年金の源泉徴収票にてお確かめいただけます。

給与と年金等雑所得は、所得と収入が両方表示されていますが、所得は収入の計算結果であり、二重計上ではありませんのでご注意ください。

②控除に関する部分について

○ ふるさと納税における寄付金控除について

所得金額		控除金額	区分	課税標準額	市民税額	県民税額
＜円＞		＜円＞		＜円＞	＜円＞	＜円＞
事業所得	----	雑損	① 総所得	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
農業所得	----	医療費	分離短期	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
不動産所得	----	社会保険料	分離長期	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
配当・利子所得	----	小規模共済等	株式等譲渡等	----	----	----
給与所得	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	生命保険料	分離配当	----	----	----
雑所得	----	地震保険料	先物取引・山林	----	----	----
公的年金等収入	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	障害・寡・ひ・勤	④ 算出所得割額計	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
業務・その他	----	配偶者	⑤ 税額控除	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
総合譲渡短期	----	配偶者特別控除	うち調整控除	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
総合譲渡長期	----	扶養	うち住宅控除	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
一時所得	----	基礎	うち寄附金控除	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
① 総所得金額	----	② 控除合計	⑥ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
短期譲渡	----	本人該当…該当の場合*	⑦ 定額減税額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
長期譲渡	----	未成年特例他障害者優待	⑧ 所得割	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
株式等譲渡	----	M M M M M M	⑨ 均等割	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
上場株配当	----	扶養親族該当区分	⑩ 合計額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
先物取引	----	配偶特定同居老人16歳未満その他特例他障	合計年税額（森林環境税合）	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
山林所得	----	M 9 9 9 9 9 9 9 9	給与特別徴収税額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
繰越損失	----	控除…1.一般、2.老人	年金特別徴収税額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
肉用牛の特例	----	定額減税額不足額	差引普通徴収税額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
		ZZZ,ZZ9	所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9

課税標準額

ふるさと納税での寄付金額…■

【総所得金額の30％が限度】

自己負担額
(2000)

寄付金控除の対象額…△
(■－2000円)

所得税における
控除分

市・県民税の
基本控除分
(△の10％)

市・県民税の特例控除分
(下記表の通り)
【所得割の20％が限度】

住民税からの寄付金控除

* ワンストップ特例が適用されている方は、上記「所得税における控除分」相当分が所得税ではなく、住民税から控除されます。

【ふるさと納税を行った場合の控除額の確かめ方】

0. ワンストップ特例が適用されている場合（全額を住民税から控除）

（寄附金額－2000円）＝市・県民税における控除額

1. ワンストップ特例を適用していない場合（所得税と住民税に分かれて控除）

1-1. ふるさと納税の特例控除割合の確認

課税総所得金額－住民税と所得税の人的控除差調整額の計（＊）
＝（A）

（A）		特例控除の割合（B）
0円未満		90%
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円超	330万円以下	79.79%
330万円超	695万円以下	69.58%
695万円超	900万円以下	66.517%
900万円超	1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.06%

1-2. ふるさと納税の控除額計算

特例控除の割合（B）＋基本控除分の割合（10%）
＝ふるさと納税の住民税における控除の割合…①
（寄附金額－2000円）×住民税での控除割合①
＝市・県民税における控除額

寄付金の内訳がふるさと納税のみの場合、住民税からの控除額と「うち寄付金控除」の額が一致していれば、全額がふるさと納税の特例控除の適用対象となっていることが確認できます。

＊適用の上限を超えておられる場合やその他の寄付金・税額控除がある場合はこの計算式は使用できません。

* 人的控除差調整額：所得税と住民税における人的控除の差額合計

市民税・県民税（住民税）と所得税の人的控除額の差

		納税義務者の合計所得	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差
障害者控除		－	26万円	27万円	1万円
特別障害者控除		－	30万円	40万円	10万円
同居特別障害者控除		－	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		－	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除（母）		－	30万円	35万円	5万円
ひとり親控除（父）		－	30万円	35万円	1万円※
勤労学生控除		－	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		950万円以下	22万円	26万円	4万円
	老人	1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者所得：50万円未満	950万円以下	26万円	32万円	6万円
		1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
	配偶者所得：55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		950万円以下	22万円	26万円	4万円
		1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	33万円	38万円	3万円※
扶養控除	一般	950万円以下	22万円	26万円	2万円※
		1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※
	特定	－	33万円	38万円	5万円
	老人	－	45万円	63万円	18万円
基礎控除	同居老親	－	38万円	48万円	10万円
		－	45万円	58万円	13万円
		2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
		2,450万円以下	29万円	32万円	5万円※
		2,500万円以下	15万円	16万円	5万円※

※地方税法第37条の規定によるもの

③税額に関する部分について

⑦ 定額減税額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
⑧ 所得割		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
⑨ 均等割		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
⑩ 合計額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
合計年税額（森林環境税含）		（円）	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9
給与特別徴収税額	（円）	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	
年金特別徴収税額	（円）	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	
差引普通徴収税額	（円）	ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9	
所得割額より控除することができなかった 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額			ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9

市民税分（左列）と
県民税分（右列）に分けて表
示されています。

定額減税後の年税額を記載しています。